

第4編 その他

第1節 教育・訓練

指定公共機関5社は以下について取組む。

【未発生期～海外発生期】

1. 新型インフルエンザ等に関する社員への啓発活動を行う。特に、職場に「症状がある場合は、自宅療養する」という基本ルールを浸透させる。
2. 関係機関と連携した訓練の計画及び訓練を実施する。

第2節 計画の見直し

この計画は常に検討を加え、必要があると認められるときは、持株会社が調整、取りまとめを行い、これを修正する。

附則

この「新型インフルエンザ等対策業務計画（指定公共機関）」は、平成26年3月31日から実施する。

<参考>

■新型インフルエンザ等の発生段階

WHOのフェーズ	発生段階	状態
フェーズ1、2、3	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
フェーズ4、5、6	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
	国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・地域未発生期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態) ・地域発生早期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態)
	国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・地域未発生期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態) ・地域発生早期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態) ・地域感染期(各都道府県で新型インフルエンザ等の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
ポストパンデミック期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

■ 新型インフルエンザ等の被害想定

人的被害の状況	
発生率	25% 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」による
致命率	0.5%～2.0% 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」による
欠勤率	20%～40% ・ 最大40%程度の欠勤率 ・ 業種、地域により流行のピークに差がある (被害想定作成上の1つの仮定)
欠勤期間	10日間程度 (被害想定作成上の1つの仮定)
到達時間	海外で発生してから日本到達まで2～4週間程度 (被害想定作成上の1つの仮定)
流行の波	流行は8週間程度 ・ 政府の介入により変わる可能性あり (流行のピークがなだらかなで期間が長引くなど) ・ 地域により、流行のピークの大きさや時期に差が生じる可能性がある